

豊田市計量カード貸与要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市渡刈クリーンセンター、豊田市藤岡プラント、豊田市グリーン・クリーンふじの丘及び豊田市緑のリサイクルセンター（以下「処理施設」という。）へ一般廃棄物等を搬入する際に必要となる計量カードの貸与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(計量カードの貸与)

第2条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条の規定により市長の許可を得た者のうち、豊田市一般廃棄物処理施設管理規則（平成7年規則第2号。以下「規則」という。）第3条の規定により市長の許可を得た者及び特に市長が必要と認めた者は、市長に計量カード貸与／貸与変更／再貸与申請書（様式第1号。以下「様式第1号」という。）を提出し、搬入車両ごとに計量カードの貸与を受けなければならない。

- 2 計量カードの貸与を受けている車両は、当該計量カードが有効な限り、重ねて計量カードの貸与を受けることができない。
- 3 計量カードの有効期間は、規則第3条の規定により、許可された利用許可期間の満了する日までとする。

(計量カードの貸与変更)

第3条 計量カードの貸与を受けている者は、第2条第1項の規定により提出した様式第1号の内容に変更が生じたときは、市長に様式第1号を提出し、その内容を変更しなければならない。

- 2 計量カードの貸与を受けている者は、搬入車両に異動を生じたときは、当該計量カードを添えて、市長に届け出なければならない。

(計量カードの再貸与等)

第4条 計量カードの貸与を受けている者は、計量カードの亡失又は損傷を認知したときは、直ちに、その旨を計量カード亡失等届出書（様式第2号。以下「様式第2号」という。）により、市長に届け出なければならない。

- 2 計量カードの貸与を受けている者は、前項の規定により、様式第2号を市長に提出したときは、併せて計量カードの再貸与を受けようとする旨その他の事項を記載した様式第1号を市長に提出して、計量カードの再貸与を受けなければならない。ただし、計量カードの再貸与を要しないときは、様式第1号により、計量カードの貸与枚数を変更しなければならない。
- 3 前項本文の規定により、計量カードの再貸与を受けようとする者は、現に貸与を受けている計量カードを亡失した場合を除き、当該計量カードを市長に返納の上、再貸与を求めなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定により、様式第2号が提出された場合において、計量カードの亡失又は損傷の理由が、計量カードの貸与を受けている者の瑕疵によると認められるときは、計量カードの実費相当額を徴収するものとする。

(計量カードの返納)

第5条 計量カードの貸与を受けている者は、次の各号に定める場合、速やかに、計量カードを市長に返納しなければならない。

- (1) 計量カードを亡失し、計量カードの再貸与を受けた場合において、亡失した計量カードを発見したとき。
- (2) 計量カードがその効力を失ったとき。
- (3) 市長に計量カードの返納を命じられたとき。

(計量カードの管理)

第6条 計量カードの貸与を受けている者は、次に掲げる事項をしてはならない。

- (1) 市長の許可なく計量カードを他人に譲渡又は貸与すること。
- (2) 市長の許可なく計量カードの券面を改ざんすること。
- (3) 市長の許可なく計量カードに記録された情報を不正に解析し、読み出し、書き込みをし、又は他の媒体にコピーすること。
- (4) 計量カードを故意に汚し、曲げ、折り、又は割ること。

(有効期間内の貸与の申請)

第7条 計量カードの貸与を受けている者は、当該計量カードの有効期間の満了する日までの期間が2月未満となった場合には、第2条第3項の規定にかかわらず、市長に対し、当該計量カードの有効期間内においても当該計量カードを提示して、新たな計量カードの貸与を申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合には、電子情報処理をすることにより、その者が現に有する計量カードを引き続き使用させることができる。

(計量カードの失効)

第8条 計量カードは、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 計量カードの貸与を受けている者が、法第7条の3の規定に基づき、事業の停止を命じられたとき。
- (2) 計量カードの貸与を受けている者が、法第7条の4の規定に基づき、許可の取消しをされたとき。
- (3) 第7条の規定に基づく計量カードの有効期間内の貸与の申請がなされず、計量カードの有効期間が満了したとき。
- (4) 返納された計量カードにあっては、当該計量カードが返納されたとき。
- (5) 次条第1項の規定により計量カードの返納を命ぜられたとき。

(計量カードの返納命令)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、計量カードの貸与を受けている者に対し、計量カードの返納を命ずることができる。

- (1) 計量カードの貸与を受けている者が第6条の規定に違反したとき。
- (2) 前条第1号から第3号の規定のいずれかに該当したとき。
- (3) 錯誤又は過失により計量カードを貸与したとき。
- (4) 計量カードの貸与が公の秩序又は善良の風俗に反すると認めるとき。
- (5) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により計量カードの返納を命ずることを決定したときは、当該計量カードの貸与を受けている者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないときその他通知をすることが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境部副部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月3日から施行する。

計量カード亡失等届出書

豊田市長 様

記入上の注意を読んでから記入してください。		届出日 年 月 日	
届 出 者	住所（法人等にあつては、その所在地）	氏名（法人等にあつては、その名称）	
	連絡先電話		
利用 施設	<input type="checkbox"/> 豊田市渡刈クリーンセンター <input type="checkbox"/> 豊田市グリーン・クリーンふじの丘 <input type="checkbox"/> 豊田市藤岡プラント <input type="checkbox"/> 豊田市緑のリサイクルセンター		
搬入車両 (車両番号)		カード番号	
届出理由（該当するものにレ印を付けてください。）			
<input type="checkbox"/> 亡失（盗難被害を含む） <input type="checkbox"/> 損傷			
状況を簡潔に記入			

記入上の注意

- 1 利用施設にレ印を付けてください。
- 2 搬入車両が届出書に書ききれない場合は、車両番号を記入した表を別紙として添付してください。

----- 事務処理確認欄 -----

- 1 必要書類等
 - 計量カード貸与／貸与変更／再貸与申請書（様式第 1 号）
 - 計量カード亡失等届出書（様式第 2 号）
 - 計量カード（※亡失したときを除く）

- 2 事務処理の流れ
 - (1) 書類の受理
 - (2) 調定
 - (3) 納入済通知書の交付
 - (4) 納入の確認
 - (5) 車両マスタの変更
 - (6) 計量カードの交付（※再交付が必要な場合のみ）